

## 事業の種別等の揭示について

貨物利用運送事業法第 27 条及び同法施行規則第 25 条の規定に基づき、下記の通り揭示する。

### 記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

外航海運

3. 運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

4. 利用運送の区域又は区間

国内：

東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港  
及びその他地方港

国外：

北米、中南米、ヨーロッパ、中東、  
アフリカ、アジア、オセアニア

5. 業務の範囲

一般事業

6. 利用運送約款

平成 15 年 6 月 30 日認可国際複合一貫輸送約款、平成 17 年 11 月 7 日認可 WAYBILL 約款を適用する。詳細は別途揭示する。

7. 貨物集配の拠点

仕立地：

苫小牧、秋田、仙台、富山、金沢、東京、横浜、  
名古屋、清水、新潟、直江津、四日市、大阪、  
神戸、門司、博多、下関、鹿児島、志布志、那覇

仕向地：

省略

以上